

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱(抜粋)

一 ～ 四 (略)

五 日本年金機構に係る経過措置

1 個人番号の利用に関する経過措置

日本年金機構は、第九条第一項の規定にかかわらず、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの間において政令で定める日までの間においては、個人番号を利用して別表第一の下欄に掲げる事務の処理を行うことができないものとすること。

(第四条による改正後の番号利用法附則第三条の二関係)

2 情報照会及び情報提供に関する経過措置

日本年金機構は、第十九条第七号及び第八号の規定にかかわらず、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日までの間において政令で定める日までの間においては、情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者に該当しないものとすること。

(第六条による改正後の番号利用法附則第三条の二第二項関係)

六 (略)

【参考】

○ 附則第一条第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条(第一号から第三号まで及び第五号を除く。)の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日は平成二十七年十月五日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は平成二十八年一月一日とする。

○ 附則第一条第五号

施行期日は平成二十九年一月(予定)